議事録：令和６年度第１回鳥取県森林審議会森林保全部会について

【実施日】

令和７年２月２６日（水）１５時から１６時４０分まで

【実施場所】

鳥取県庁　第２庁舎４階　第２９会議室

【参加者】

森林保全部会委員　尾﨑委員、内田委員、武田委員、田村委員、（高倉委員欠席）

※所属等は別添資料の出席者名簿参照

森林・林業振興局森林づくり推進課　小林課長、植木課長補佐、高橋課長補佐、熊澤係長、

湯谷係長、古久保農林技師

西部総合事務所日野振興センター農林業振興課　保木本課長補佐、天野係長

【議事録】※質疑応答部分のみ（抜粋）

○日南町下石見地内の林地開発（5ha以上）について

田村委員：3点ほど質問させていただく。

①30年間で受入れる残土見通しの計画がどうなっているか。

②盛土設計の基準について、熱海の土砂崩壊を受けて防災マニュアルが新しく改訂されているが、それに基づいて設計されているか。

③下流の水路を改修する計画になっているが、沈砂池の拡張で対応できないのか。第３者の管理物件と考えられる水路に手を加えるより、自前で計画している沈砂池の大きさを再検討する方が優先順位が高いのでは。

天野係長：①について、30年間における残土受け入れが、1期目で43万㎥、2期目で55万㎥、3期目で38万㎥、合計136万㎥で計画されている。

また、日野地区内に残土処分場がない現状であり、行政側からも切望されているものである。

田村委員：了解した。

天野係長：②について、現地でボーリング調査及びサウンディング調査が行われ、そのデータを基に検討されている。また、林地開発許可では盛土の設計について詳しくは審査を行っていないが、別途盛土規制法の方で審査される。

田村委員：他法令の許認可で審査されるということなので、当審議会では問題視しない。

天野係長：③について、沈砂池の拡張には地形等の制限で限界があるため、水路（広域農道側溝）を改修する計画となっている。沈砂池１は古墳が隣接するため、沈砂池を広げることが不可能とのことである。沈砂池２は谷地形に設置することとなっており、拡張は困難とのことである。

改修を行う水路の所有者は県、管理者は町であり、県の担当課と水路改修について協議を行い、承諾を得ている。

田村委員：追加で１点質問がある。

当該開発完了後の土地利用計画はどのようになっているか。

天野係長：盛土上の平坦地は、造成森林という形で１ヘクタール当たり3000本の広葉樹等を植栽する計画となっている。

盛土・切土法面は植生シートなり植生マットで法面保護を行う計画である。

搬入道路は管理用道路として残置される計画である。

内田委員：株式会社AOというのは、どういった業種の会社か。

天野係長：株式会社AOの設立は令和4年9月28日であり、設立目的は当該残土処分場の造成である。

武田委員：当該事業地の所有者は何名か。

天野係長：事業区域内の土地はほとんど申請者が買収済みである。

尾﨑会長：それでは、ほかに意見が無ければこの議題１の日南町下石見地内の林地開発について承認するということでよろしいか。

（各委員から異議なし）

尾﨑会長：本案件については以上とする。

→委員全員異議なし、林地開発を認めるということで決審

〇高度公益機能森林等の区域の変更（案）について

武田委員：北栄町のような開発に伴う変更区域については代替施設等が設置されるということだが、その他の町のマツが枯れて広葉樹が侵入している箇所については何か対策を計画されるのか。

熊澤係長：市町村が指定する地区保全森林は市町村が守る。マツから広葉樹に代わることが問題ない森林であれば、このまま推移を見守っても良いと考えている。

尾﨑委員：要は実態に合わせて区域を変更するということか。

熊澤係長：基本的にはそのとおりである。松林が道路や施設になった区域を実態に合わせて変更するのが大部分である。それに加えて、広葉樹に変わっても森林の公益的機能が維持できる森林についても、状況を見ながら区域から外させていただいている。

尾﨑会長：高度公益機能森林から除外するというのは、地区保全森林にするのでもなく、純粋に除外するということか。また、除外する区域は市町村と協議をした上で、実態に合わせた形に整理するということか。

熊澤係長：除外するということであり、関係する５市町からも異議なしという回答もいただいている。

尾﨑会長：資料７の８ページに新たに追加する区域があるが、これまで指定されていなかった部分を今回追加するということか。

熊澤係長：森林情報も紙媒体のものから、森林クラウドシステムというデジタル的なものに変わっており、実態に合わせて松林を新たに区域に追加するものである。

尾﨑会長：資料７の８、９ページの写真のとおり区域から除外する部分もあるが、森林と認められる部分は実態に合わせて高度公益機能森林に追加し、今後はそういった部分も含めて重点的に駆除して対策していくということか。

熊澤係長：そのとおりである。

内田委員：高度公益機能森林等は松林のみに限定されているのか。

熊澤係長：特定森林というものが決まっており、松くい虫被害の原因であるマツノザイセンチュウに関するものは松林と決められている。

内田委員：やはり松林が重要ということか。

高橋補佐：特に海岸線では松以外の植生を森林として造成するのは非常に難しいので、そういったところは松が重要である。山では、特別に守らないといけない松林、例えば森林法で定められた保安林のような公益的機能が高く、守らないといけないと定められたところを対象にしている。

田村委員：区域について県と市町村との住み分けは理解できる。一方で指定区域の土地の所有権は関係ないのか。

熊澤係長：土地の所有権は特に関係ない。民有林である。

田村委員：県の指定する区域は県が土地の所有権を有しているのか。

熊澤係長：そういうわけではない。県の指定区域でも私有林や町有林、財産区有林などもある。

田村委員：伯耆町の区域については、県と町でどのように住み分けをしていたのか。

高橋補佐：保安林については県が高度公益機能森林に指定し、それ以外の守るべき松林は町が地区保全森林に指定している。

田村委員：施設等ができる箇所は区域から除外すればよいが、広葉樹が侵入している森林は樹種転換を促進する松林にしていくのか。

高橋補佐：そうではない。県の指定する区域から除外する。ただし、高度公益機能森林や地区保全森林の周辺には被害拡大防止森林が配置されている。

田村委員：松くい虫被害の対策として地上散布、空中散布、伐倒駆除の３種を説明されたが、勤務地でも松くい虫被害木があったので伐倒して焼却処分したが、処理方法として適切であったか。

熊澤係長：適切な処理方法である。一般的な処理方法は破砕するか焼却するかである。

田村委員：破砕しても松くい虫が出てくるのではないか。

高橋補佐：松くい虫の幼虫は外気にさらされると死んでしまう場合が多い。特に伐倒駆除する時期は秋から冬にかけてであるので、外に出てしまった幼虫は生きられない。

田村委員：それで今年度の９月補正予算を充てられたのか。

熊澤係長：そのとおりである。今年度は松くい虫被害が多かった。

田村委員：この冬場に処理すれば駆除できるということか。

高橋補佐：そのとおりである。松くい虫が出てくるのが４月終わりから５月半ば以降のため、それまでに駆除しないといけない。

武田委員：今回、中西部のことが資料に載っているが、東部はどのような状況か。

熊澤係長：東部でも検討を始めているところであり、引き続き区域見直しを進めていく予定である。

尾﨑会長：他に意見がなければ、高度公益機能森林等の区域の変更案を承認するということでよろしいか。

（各委員から異議なし）

尾﨑会長：本案件は承認されました。

→委員全員異議なし、高度公益機能森林等の区域の変更案を認めるということで決審